

財務諸表及び監査報告書の電子化とその対応（中間報告）

平成12年7月6日
日本公認会計士協会

目 次

	ページ
はじめに	1
法律整備の状況	1
社会的影響	1
本報告の目的	2
財務諸表の電子化	2
証券取引法における電子化	2
商法における電子化	3
税法における電子化	3
監査報告書の電子化	3
監査報告書の電子化の可能性	3
監査報告書の電子化が要求される理由	4
電子化された監査報告書が使用されるケース	4
財務諸表の電子化に伴うリスク	4
財務諸表の電子化のメリットとリスク	4
改ざんの容易化と影響の拡大	4
開示後の改ざんに対する監査人の責任	5
法令上の責任と社会的責任	5
EDINETにおける監査人の責任の検討	6
財務諸表の確定	7
紙の財務諸表と送信用電子データの一致の確認	7
一致を確認した財務諸表の電子データの金融庁への送信	8
電子化された監査報告書の被監査会社への到達確認	9
会社から金融庁への伝送途中での改ざん	9
金融庁のホームページで開示された財務諸表及び監査報告書の確認	9
金融庁のホームページでの開示以外の問題	10
監査人の責任に関する要約	10
電子公証制度の検討	11
財務諸表データに関する電子公証センタの役割	11

当協会データベースの役割	11
電子公証制度に対する社会的認識	12
当協会が認証局を開設する必要性についての検討	12
電子証明書が必要とされる局面	12
公認会計士資格を認証する認証局	13
公認会計士資格の電子的証明が必要とされる場合	13
結 論	14
EDINETへの対応策	14
電子公証センタと認証局設置に関する継続的な調査研究	15

はじめに

法律整備の状況

1. 第147回国会において、以下の三つの法案が成立した。

- (1) 「電子署名及び認証業務に関する法律」(平成12年5月24日成立 以下「電子署名法」という。)が制定され、電子署名を付けることによって電子データの真正性が推定されることとなり、署名押印のなされた紙媒体と同様の法的取扱いがなされることになった。

電子署名法の制定の趣旨は、「電子署名の円滑な利用による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図るため、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定める必要があるため」とされている。

- (2) 「商業登記法等の一部を改正する法律」(平成12年4月14日成立 以下「改正商業登記法」という。)が成立し、平成13年4月から、商業登記所で法人の電子認証が行われることとなった。また、公証人は電子公証を行えることになった。

商業登記法等の改正の趣旨は、「最近の高度情報化社会の進展にかんがみ、電子計算機により処理された情報を電気通信回線により伝達して行う取引等を確実かつ円滑に行うことができるようにするため、登記官においてこれらの情報の作成者を確認する方法を証明する制度並びに公証人において電子計算機等を用いて電磁的記録の認証及び確定日付の付与の事務を行う制度を創設する必要があるため」とされている。

- (3) 「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」(平成12年5月23日成立 以下「改正証券取引法」という。)が成立し、平成13年6月から、有価証券報告書などのオンライン提出と電子的開示が開始されることになった。平成16年6月からは紙媒体での提出と開示は全廃される。電子的開示のためのシステムは、法律上、「開示用電子情報処理組織」と規定されているが、一般に、EDINET (Electronic Disclosure for Investor's NETworkの略称)と呼ばれる(本報告でも、以下「EDINET」という。)

証券取引法等の改正の趣旨は、「内外の金融環境の変化に対応し、活力ある金融・証券市場を実現する観点から、現在紙媒体で行われている有価証券報告書等の提出、受理という一連の企業内容等の開示手続を電子化することが必要であるため」とされている。

社会的影響

2. これらの法律の成立により、紙媒体に代わる電子的媒体による電子商取引 (Electric Commerce) の法的根拠と、社会制度の基盤が確定した。平成15年までに電子政府実現の目標が設定されており、官公庁への申告や提出の電子化を含め、社会の様々な取引の電子化が一層促進されると考えられる。

例えば、行政書士会は認証局を開設し、税理士会も認証局開設の準備に入るなど、

対応の動きが始まっている。

証券取引法が改正され、法定監査の中心である有価証券報告書などに含まれる財務諸表が電子的に開示されることに伴い、公認会計士も対応を検討しなければならない。

本報告の目的

3．本報告では、法定監査の中心である証券取引法監査と商法監査に範囲を限定し、監査意見表明後の財務諸表と監査報告書の開示における電子化の影響と対応策について検討する。政令、省令等がまだ制定されておらず、未確定の部分が多いが、現時点での問題を整理し、公認会計士及び日本公認会計士協会（以下「当協会」という。）が取るべき対応を検討することが本報告の目的である。したがって、本報告は中間報告とし、政令、省令等が明確になった時点で、必要に応じ追加の報告を行うこととする。

財務諸表の電子化

証券取引法における電子化

4．改正証券取引法では、EDINETにより有価証券報告書などが、電子的に会社から金融庁に提出され、金融庁に赴けばモニタにより閲覧できるほか、金融庁のホームページでの開示も予定されている。EDINET制度の導入予定として、本年10月から実験を開始し、来年6月からは、従来どおりの紙媒体での提出との選択制で電子提出が開始されるが、平成16年6月からは紙媒体の提出は廃止され、全面的に電子提出とされる。

ただ、紙媒体の有価証券報告書なども作成されて会社に保管される模様であり、この紙媒体が原本であり、電子データはその写しと位置付けられ、「写しである電子データが金融庁のコンピュータのファイルに到達することをもって、紙の原本の提出があったものとみなす」という法律構成になっているようである。具体的な内容は政令、省令等により定められるとみられ、現時点では不明である。

一方、金融庁への提出後は、提出された電子データが審査の対象となり、一般にも開示されるため、証券取引法の開示制度の観点からは、電子データを実質的な原本と考えることもできる。したがって、有価証券報告書に含まれる財務諸表も、法律上の原本である紙媒体と実質的な原本といえる電子データの二つが存在することになる。これは税法で電子データの保存が認められる以前に、納品データや請求データについて、実質的にはEDI（Electronic Data Interchange：電子データ交換）で送付されてくる電子データで業務が進められていながら、紙媒体の納品書や請求書が法律上の原本とされていたケースと類似している。

EDINETでは、法律上の原本である紙媒体への出力内容と実質的な原本である電子データの一致が、電子開示制度の基本的前提になっているため、この一致の確保が重要になってくると考えられる。

なお、提出用の有価証券報告書などの電子データを会社が作成することから、法令によるものと別に、会社の任意のディスクロージャーとして、財務諸表を含めた有価証券報告書の内容が自社のホームページに掲載される場合も十分考えられる。

金融庁などのホームページへの掲載が始まり、利用者がホームページで閲覧し、自

分でホームページからダウンロードして、紙出力することが一般的になれば、こうした利用形態の点からも、財務諸表の原本が電子データであるとの社会的認識が広がってくると考えられる。

商法における電子化

5．現時点で、商法の計算書類の電子化の方向性は示されていない。

計算書類がコンピュータシステムにより作成されている場合には、電子データが原本であるが、その真正性を確保するために、紙に出力して取締役が署名（記名押印）する（商法第33条第4項）と解することができる。真正性確保のための計算書類への取締役の署名（記名押印）が電子署名でも可となれば、商法計算書類の電子化も可能となると考えられる。

この場合、計算書類を含めた株主総会の招集通知（商法第283条）の電子メール化や、計算書類の本店、支店での備付けと閲覧（商法第282条。以下「公示」という。）が、ホームページへの掲載により実施されること等が考えられる。公開会社では閲覧の対象者を株主や債権者に限定する必要がないので、計算書類と監査報告書をホームページへ掲載し、自由にダウンロードさせる方が、管理が容易かつ低コストになると考えられる。ただし、閲覧等の対象者が不特定多数であるので、改正証券取引法のように全面的な電子化ではなく、紙媒体も併用せざるを得ないと考えられる。

証券取引法の財務諸表と商法の計算書類は一体のものと考えられており、同一のシステムにおいて作成されることが一般的である。このため、証券取引法の財務諸表の電子化に当たって、会社のシステムを評価する場合には、商法の計算書類の作成システムとの関係を検討する必要がある。

税法における電子化

6．「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」（いわゆる「電子帳簿保存法」）により、決算書類の電子保存が認められたが、電子申告が認められる方向にある法人税申告書には、電子化された決算書類が添付される予定である。商法上の確定手続を経た決算書類が添付されることになっているので、商法計算書類の電子データが使用されることになるのではないかと考えられる。

監査報告書の電子化

監査報告書の電子化の可能性

7．監査報告書の実質は監査人の意見表明であるから、書面が真正に成立したことが示されれば、本来、媒体は問われないと考えられる。現在の紙媒体の監査報告書も、ワープロ等で作成されている場合は、電子データを紙に出力し、それに署名押印することにより、真正な成立を示していると解釈することもできる。電子署名法の成立により、電子署名を付けることで監査報告書の電子データが真正に成立したことを示すことができるようになる。したがって、関係法令の改正により、監査報告書の電子化は可能と考えられる。

監査報告書の電子化が要求される理由

8. 利用者にとって、監査報告書は、監査の対象となった財務諸表と一体となって、はじめて有用となるものである。対象となった財務諸表のない監査報告書だけでは、無意味である。また、監査実施後において、財務諸表又は監査報告書が改ざんされた場合は、利用者に損害を及ぼす。このため、財務諸表が電子化された場合、監査報告書も電子化し、両者を一体の電子データとして取り扱うことが望ましい。なお、インターネットによる伝送の際も、財務諸表と監査報告書を一体として送付することが、改ざん防止に有効である。

電子化された監査報告書が使用されるケース

9. 政令、省令等が制定されていない現時点では明らかではないが、改正証券取引法では、有価証券報告書などの電子化に伴い、監査報告書も何らかの形で電子化され、財務諸表等の電子データとともに被監査会社から金融庁に提出され、電子的に開示されると思われる。この場合、従来どおりの紙の監査報告書を原本として会社に提出するとしても、EDINETによって要求される原本の写しである監査報告書の電子データは、紙媒体の監査報告書との一致を確保する点から、監査人が作成して会社に提出せざるを得ないと考えられる。

商法では、招集通知や、本店、支店での公示が電子化すれば、添付される監査報告書も電子化が要請されると思われる。

会社が自分のホームページに、任意に財務データを掲載する際に、監査報告書を同時に掲載する場合が考えられる。これは、ディスクロージャーの観点からは望ましいが、公認会計士にとっては監査報告書が改ざんされるリスクが大きくなることに注意する必要がある。この問題に関しては、国際会計基準委員会（IASB）において、「インターネット上における財務報告（Business Reporting on the Internet）に関するプロジェクト」が設置され、審議を進めることとされている。

財務諸表の電子化に伴うリスク

財務諸表の電子化のメリットとリスク

10. 財務諸表の電子化は、被監査会社にとって、作成にかかる時間やコストが削減できることからメリットは大きいと考えられる。また、投資家等の利用者にとって、企業情報への容易・迅速なアクセスが可能となり、ひいては、証券市場の効率化、活性化、市場メカニズムの一層の発揮につながると考えられる。したがって、ディスクロージャーの観点から、電子化は望ましいといえる。しかし、同時に財務諸表のデータの改ざんが容易になるというリスクも発生することに注意しなければならない。

改ざんの容易化と影響の拡大

11. 電子データは改変が容易であり、また、改変されているかどうかを判別することが困難になるという特性をもっている。このため、電子化された財務諸表及び監査報告書

は開示後に改ざんされるリスクが大きくなる。

一方、電子化された財務諸表データは、EDINETによる金融庁などのホームページでの開示のほか、ダウンロードしたデータの別のホームページへの再掲示など、紙媒体での現在の制度を超えて、広く流通・加工される可能性が考えられる。例えば、アメリカ公認会計士協会（AICPA）でも、電子データの加工や利用のために、XBRL(eXtensible Business Reporting Language)という共通の形式を用いた方法の開発実験が既に始まっている。

このため、財務諸表データが改ざんされた場合、利用者への影響が非常に大きくなる可能性がある。

開示後の改ざんに対する監査人の責任

法令上の責任と社会的責任

12. 上記のとおり、電子データは改変が容易であり、電子化された財務諸表及び監査報告書は改ざんされるリスクが大きくなるが、その際の監査人の責任について、以下の二つに分けて検討すべきであると考えられる。

(1) 法令上の責任

法令上、監査人の責任は被監査会社の確定した財務諸表に対する監査報告書を被監査会社に提出することである。したがって、確定した財務諸表が開示された後になされた改ざんについては、監査人の法令上の責任はない。法令上の責任は、損害賠償や行政罰及び刑事罰に結びつくので、範囲を明確にしておく必要がある。

(2) 社会的責任

利用者にとって、監査報告書は財務諸表の保証書であるという社会的認識があると考えられる。監査報告書は、従来、財務諸表の内容の適正性を独立の第三者が保証する役割を果たしてきたが、利用者にとっては、原因が粉飾によるものであれ、公開後の改ざんによるものであれ、適正な財務諸表データを入手できないという意味では同じである。このため、電子化された財務諸表又は添付されていた監査報告書が改ざんされたことにより利用者に損害が発生した場合、監査の有効性に対する社会的な信頼が低下する可能性がある。これは監査に対する社会の期待によるものである。この社会的な期待に応えるため、改ざんによる利用者の不利益の発生を防止する何らかの役割を果たすことが監査人に要求されるかもしれない。これを本報告では、監査人の社会的責任と呼び、検討を行うこととする。

監査人の社会的責任は、EDINETによる開示（金融庁のホームページへの掲載）までの部分と、その先で、加工・流通されて利用者届けられる部分の二つに分けて検討を行う必要があると考えられる。

EDINETによる開示（金融庁のホームページへの掲載）まで

従来の証券取引法に基づく、紙媒体による企業の財務内容の開示制度において、公認会計士の監査は財務情報の適正性を保証する中心的役割として社会的認識を得てきた。したがって、これがEDINETによる電子開示制度に変わっても、これまでの社会的認識は変わらないはずであり、電子化による新たなリスクである監査後の改

ざんなどが原因であったとしても、結果的に不適正な財務諸表データがEDINETにより開示された場合は、公認会計士に対する社会的批判は大きいものと考えられる。とりわけ、改ざんなどが金融庁への送信前までになされていた場合には、被監査会社のシステムに対する監査人の指導の良否が問題とされる可能性がある。

これらの点から、監査人にとってEDINETの信頼性を維持、強化する社会的責任は大きいものと考えられる。このため、監査人は社会的な責任のもとに必要な事項を実施しなければならないと考えられる。しかし、法令上の責任との区別を明確にし、かつ、社会的な認識を得ておかないと、監査人に対する期待のギャップが生じる可能性があることに注意すべきである。

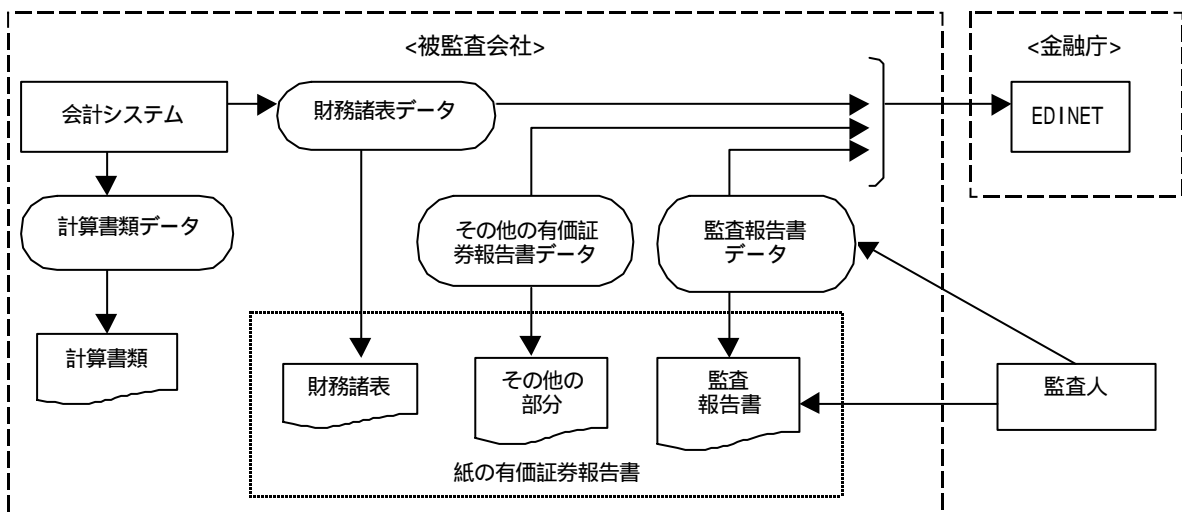
EDINETによる開示（金融庁のホームページへの掲載）以外の財務諸表データ

金融庁のホームページからダウンロードしたデータの別のホームページへの再掲示や、被監査会社のホームページへ掲載されたもの、その他、加工・流通を経て利用者に届けられた財務諸表データが、改ざんなどによって利用者に不利益を与えた場合については、現時点で電子化された財務諸表データの社会的な流通がどのような内容と規模になるのかが明確でないこともあり、公認会計士に対する社会的期待がどの程度になるかも明確ではない。したがって、EDINETの運用開始後の状況をみながら検討を続けていかなければならないと考えられる。

EDINETにおける監査人の責任の検討

13. 以下、財務諸表の確定と監査意見の表明から開示に至るEDINETの流れに沿って、監査人の責任とリスク及び対応策について検討する。

なお、EDINETで紙の財務諸表が作成されるとしても、これは送信用の財務諸表の電子データを作成するものと同じのコンピュータシステムにより作成されていることを前提として検討を行う。紙の財務諸表は別のコンピュータシステム又は手作業により作成され、この紙の財務諸表を、スキャナによる読み取りや、手入力することにより、送信用の財務諸表データを作成することもできるが、このような方法を採用することは一般的でないと考えられるからである。EDINETへの接続の概念図は、以下のとおりである。



財務諸表の確定

14. 監査人は確定した財務諸表に対して監査意見を表明する。これは従来と変わらない監査人の主たる業務である。

一般に電子商取引における問題点の一つは、電子データの確定の問題である。電子データは紙媒体と違い、データそのものが目に見えない上に、改変が容易で、改変の有無の判別が困難となる特性があるため、どれが対象のデータであるかという点と、確定後改変されていないかという点が、常に問題となる。

財務諸表の電子化に当たっても同じ問題が発生する。監査人にとって、監査意見表明の対象となる財務諸表データがどれであるか、確定後改変されていないかという点が重要な問題となってくる。

EDINETにおいて、紙媒体の財務諸表が法律上の原本として作成され、会社に保存されることになれば、紙の原本の存在により、この確定の問題は回避される。監査人は確定した原本である紙の財務諸表を監査意見表明の対象として入手し、保管すればよい。これは、従来から実施されてきたことである。

原本としての紙の財務諸表が作成されず、電子データが法律上の原本であるということになった場合、監査人は財務諸表データを確定するために、「確定した財務諸表である」との文言のついた財務諸表の電子データに代表取締役の電子署名をつけて、被監査会社から提出してもらうなどの方法をとらなければならないと考えられる。この場合、電子署名が、被監査会社による財務諸表の確定の真正性を確保し、後日の否認を防止するとともに、その後の改変の有無を確認する手段ともなる。

紙の財務諸表と送信用電子データの一致の確認

15. EDINETにおいて注意すべき点は、紙媒体の財務諸表のほかに、電子データとして金融庁に提出され開示される財務諸表データが存在することから、両者の一致を確認する必要があるかどうかという点にある。両者が不一致であった場合の監査人の責任について検討する。

(1) 監査人の法令上の責任

紙の財務諸表が法律上の原本であるとすれば、監査人の監査対象は紙の財務諸表であり、EDINETで金融庁に提出され開示される財務諸表の電子データが何らかの原因により紙の財務諸表と相違していたとしても、その相違に対する監査人の法令上の責任はないといえる。しかし、本来、紙の財務諸表と電子データの財務諸表が一致していることがEDINETによる電子提出、電子開示制度の基本的前提であるから、不一致があった場合、監査人の法令上の責任に関して、次のようなリスクが発生すると考えられる。

意図的な改ざんの場合

原本たる紙の財務諸表を監査人が入手して保管し、改ざんが原本である紙の財務諸表の確定後に行われたことを示せば、監査人の責任は問われない。このため、紙の財務諸表の保管は必須であるが、この点は従来から行われていることと何ら

変わりはない。

システムの不備又は異常による場合

一般に、EDINETへ送付される電子データを作成するシステムは、紙の財務諸表を作成するシステムと一体となっていると考えられるので、不一致が生じた場合、紙の財務諸表自体が適正に作成されていない可能性が考えられる。本来、財務諸表の作成に至るシステムは、監査人が内部統制の評価を行っているはずであるが、この不一致のような重要な誤りが発生するほどの不備、異常の発生があった場合は、内部統制の評価に誤りがあった可能性があり、財務諸表の虚偽記載を発見できないという監査リスクの観点から監査計画の見直しが必要になるかもしれない。結果的に、紙の財務諸表自体に問題があった場合、監査人の法令上の責任が発生する。

のリスクに対する監査手続として、紙の財務諸表の出力と同時に作成されているはずであるEDINETに送信される財務諸表の電子データを監査人が入手し、紙の財務諸表との一致を確認する手続が有効かつ必要である。この場合、会社から金融庁に送信される電子データを提出させる場合には、データの確定と真正性の確保のために会社の電子署名を添付させることが有効である。

これはEDINETによる財務諸表の電子提出に伴う新しい監査手続の追加になると考えられるので、政令、省令等の制定とともにEDINETのシステムの詳細を把握し、具体的な手続を確定する必要があると考えられる。

(2) 監査人の社会的な責任

紙の財務諸表とEDINETに送信される電子データの一致は、EDINETによる電子開示制度の根幹であるから、監査人は監査実施の一環として、両者の一致の確認を必ず行うべきである。

一致を確認した財務諸表の電子データの金融庁への送信

16. さらに、監査人が入手して、紙の財務諸表との一致を確認した後の財務諸表データが改変されることなく金融庁に送信されたかどうかという問題がある。これを確認することは監査人の法令上の責任ではない。

監査人の社会的責任として、実施可能なことは、次の点などがある。

- (1) 送信すべき財務諸表データとして作成されたデータが送信までに改変を受けるようなシステムであるかどうかを評価し、不備や問題点があった場合に改善を勧告すること
- (2) 金融庁への送信済みで被監査会社に保存されている電子データと、監査人が入手した財務諸表データとの一致を確認すること

不一致のある財務諸表データが金融庁のホームページなどで開示されることを防止するためには、(2)の手続の実施が有効かつ不可欠であるが、EDINETのシステムにこの手続が織り込まれない場合、送信から開示までの期間の制限により、不可能な場合があると考えられる。

電子化された監査報告書の被監査会社への到達確認

17. EDINETでの監査報告書の扱いは、現時点では不明である。会社に紙媒体の監査報告書を提出する場合は、従来の取扱いと変わらないが、電子化された監査報告書を被監査会社に提出する場合は、被監査会社に改ざんのない監査報告書の電子データを届けるところまでが、監査人の法令上の責任であると考えられる。このため、インターネットを通して電子化された監査報告書を伝送する場合は、監査人の電子署名による改ざん防止や真正性の確保、暗号化のほか、監査人による到達確認の実施等が必要となると思われる。

会社から金融庁への伝送途中での改ざん

18. EDINETは法律上、送信だけではなく情報が金融庁のコンピュータのファイルに到着することが電子提出の要件とされている。この送信途中における改ざんや不到達についてはEDINETの安全性の問題であり、監査人の法令上の責任の範囲外である。被監査会社は送信した電子データを保存しておき、不到達、改ざんの問題が発生した場合に対応する必要があると考える。

金融庁のホームページで開示された財務諸表及び監査報告書の確認

19. 金融庁のホームページで電子的に開示された有価証券報告書などに含まれる財務諸表及び監査報告書が、監査対象とした財務諸表や監査報告書と一致していないとしても、それは監査人の法令上の責任ではない。しかし、こうした不一致が生じている場合、開示された財務諸表データが適正でないことを意味しているので、EDINETを信頼して開示された財務諸表と監査報告書のデータを入手した利用者に不利益を与える可能性がある。例えば、監査対象と異なる財務諸表データが監査報告書データとともに開示されてしまうというような事態が発生した場合、利用者の批判はEDINETだけではなく、監査人にも向けられることは容易に想像できる。したがって、監査人の社会的責任として、監査人は開示された財務諸表及び監査報告書の電子データが改変されていないことを自主的に確認する手続を実施し、改変の事実を知り得た場合、公開者（被監査会社や金融庁）に通知することが考えられる。

ここで、確認の手続とは、金融庁のホームページに掲示されたデータをダウンロードし、監査意見表明の対象とした確定した財務諸表や、監査報告書と一致するかどうかを確認する作業となる。

本来、法律上、紙の財務諸表が原本であるとすれば、紙の財務諸表との一致を確認すべきであるが、これを手作業による紙媒体の比較で行うことは、情報量が大きくなると限界がある。そのため第15項で述べた、送信前の両者の一致の確認手続の実施と、確定した財務諸表の電子データの入手と保存を前提として、監査人の保存している電子データと開示された電子データを相互比較できる機能をシステム化しておくことが望ましいと考える。

社会的責任であることや、個々の監査人の作業負担を考えると、当協会が一括して

実施することも考えられる。この場合、監査人が被監査会社から入手した財務諸表データと自ら作成した監査報告書データを当協会に提出し、当協会がコンピュータシステムとして自動的に両者の一致を確認するシステムを整備すべきである。

なお、不一致が確認された場合、公開者である被監査会社や金融庁に通知されるとともに、原因の究明が行われることになる。原因が金融庁への送信前までであった場合、第15項で述べた手順が適切に実施されていなかった可能性も生じてくる。この場合、第15項で述べたとおり、監査人の法令上の責任が発生する可能性があるため、こうした観点からも、開示された電子データと監査人が入手している電子データとの一致の確認は、必ず、実施されるべきであると考えられる。

金融庁のホームページでの開示以外の問題

20. EDINET以外の被監査会社などのホームページでの開示や、金融庁のホームページからのダウンロード後の加工・流通に関しては、被監査会社や、加工・流通を実施した者が法令上の責任をもつことになると考えられる。これらに対しては、利用者が必要に応じて、改ざんのなされていない財務諸表データを容易に入手できる電子公証センタの設置により、監査人の社会的責任を果たすことができると考えられる。

監査人の責任に関する要約

21. 監査人の責任について要約すると、以下の表のようになる。

	監査人の法令上の責任	監査人の社会的な責任	
		EDINET	EDINET以外
責任の範囲	監査人の責任は、確定した財務諸表に対する監査報告書を、被監査会社に対して提出するところまでである。その後の改ざんの法令上の責任は監査人にはない。	金融庁のホームページで開示された電子化された財務諸表データと監査報告書データまで。	開示後の財務諸表と監査報告書の電子化されたデータのすべて。
リスク	改ざんの問題が発生した場合、改ざんされる前の確定した財務諸表に対して監査意見を表明したことを立証する責任が、監査人に発生する可能性 紙と電子データに不一致がある場合、監査の対象である紙の財務諸表が誤っている可能性があること	制度上のシステムに、改ざんされた財務諸表データと監査報告書データが開示されることにより、EDINETと監査の有効性に対する信頼性を低下させる可能性	改ざんされた財務諸表データと監査報告書データが利用者に不利益を与えることにより、監査の有効性に対する社会的信頼性が低下する可能性
対応策	監査人は監査対象とした紙の財務諸表を入手し保管する。 財務諸表を作成したシステムの妥当性を検証するた	開示された財務諸表データと監査対象の財務諸表データの一致を確認する。 当協会で一括して実	改ざんのない監査報告書付きの財務諸表データを利用者が入手できる電子公証センタの設置

	め、EDINET送信用の電子データを入手し、紙の財務諸表との一致を確認する必要がある。	施することを検討する必要がある。	
--	---	------------------	--

電子公証制度の検討

財務諸表データに関する電子公証センタの役割

22. 電子公証制度とは、当事者以外が重要な電子商取引の電子データを、タイムスタンプ（日時印）をつけて保管し、必要に応じて改ざんのない電子データを提出してその内容を証明する制度をいう。

財務諸表データに関する電子公証センタの必要性については、これまで紙媒体でこうした役割を果たしてきた証券取引法の公衆縦覧の制度を引き継ぐ意味で、EDINETがこの役割を果たすことが期待されていると思われる。EDINETでの改ざんに対する十分な安全性が確保されれば、利用者は金融庁のホームページからのダウンロードにより、より信頼性の高い財務諸表データと監査報告書データを入手することができる。利用者は、一般に流通しているものよりも信頼性の高い財務諸表データを入手したい場合に、金融庁のホームページを使用することができ、この意味で、当面、EDINETは電子公証センタに求められる社会的役割を果たすことになると考えられる。

このため、EDINETの信頼性を維持・強化するための監査人の社会的責任は、EDINET以外での社会的責任の一端を果たすことを意味しているといえる。

当協会データベースの役割

23. ホームページでの閲覧とダウンロードという情報技術の登場により、従来の証券取引法の制度と別の経路で利用者が改ざんのない財務諸表データを入手できる環境が現れている。このような環境の中で、当協会も電子公証センタとしての役割を果たすことができると考えられる。当協会が財務諸表データの電子公証センタの役割を果たすためには、監査人が入手した電子化された財務諸表と監査人の監査報告書のデータの提出を監査人から受け、両者を一体としたデータベースを構築する必要があると考えられる。このようなデータベースに基づき、当協会はホームページからのダウンロードの方法により、利用者に、改ざんのない適正な財務諸表データと監査報告書の電子データを提供することができる。

財務諸表データに関する電子公証センタとして、金融庁のEDINETと当協会データベースの二つが必要かどうかは、両者のデータ入手の正確性や、保管中の改変からの安全性、利用者がデータを取得する際のダウンロードの安全性などに依存すると考えられる。EDINETでは当面、電子署名を採用しない模様であり、当協会が電子公証センタを目指すのであれば、より高い安全性の技術を採用しなければ社会的な意味がないといえる。また、改変のなされないように長期間電子データを保管する技術や、後日、改ざんがなされていないことを証明する技術が要求されるなど、電子公証センタに必要な要件についての調査研究も必要である。こうした高い安全性を完備した電子公証

センタが、財務諸表データについて要求されるかどうかは、財務諸表データの電子化が進む中で、社会的ニーズを把握しつつ、検討が続けられるべきであると考え。

ただ、同一の財務諸表の電子データが別々のルートで異なるデータベースに登録され、相互のデータが定期的に突合されることは、保管されているデータの改ざんの有無を確認する点で、有効かつ望ましいシステムであるといえる。

電子公証制度に対する社会的認識

24. 電子商取引が一般化する高度情報社会では、やり取りされる電子データに改ざんのないことの信頼性を保証し、内容の真偽の確認を可能とするための電子公証センタが社会的制度として必要とされるといわれてきた。(これまでに電子取引実証推進協議会(ETEC)から「電子公証システムガイドライン」が公表されている。)しかし、我が国では、電子公証制度に対する社会的認識は、まだ十分ではなく、ビジネスもほとんど開始されていない。改正商業登記法で、公証人が電子公証を行えることが法定されたが、その内容は現時点では明確ではない。

例えば、高度情報社会の中で、税理士、行政書士の業務は、官公庁に対する電子申告、電子申請の代理であり、提出される電子データは、原則として公開を前提としないものが多いと考えられる。したがって、データの送受信のセキュリティに関する電子認証を中心とする検討が進められ、既に行政書士会は認証局を開設し、税理士会も開設の準備を進めている。

しかし、公認会計士の業務は電子的に公開され、第三者に利用される財務諸表データの保証となるので、公認会計士は電子認証の検討に加え、電子公証の社会的役割について十分検討する必要があるのではないかと考えられる。

当協会が認証局を開設する必要性についての検討

電子証明書が必要とされる局面

25. 以上のような被監査会社、監査人、当協会間の電子データのやり取りには、その安全性を確保するために、電子署名、電子認証、暗号化などの機能が要求される。これらの機能は電子証明書の取得により実現されるので、監査人及び当協会ともに電子証明書の取得が必要であると考え。

(1) 監査人と被監査会社の間

重要な電子データのインターネット経由での伝送には、改ざんの有無の確認のため電子署名を付けるべきである。被監査会社と監査人の双方とも、自分のシステムへの不正侵入防止には、電子認証が有効である。公表前の財務諸表データや決算見直しなどの伝送については、暗号化により盗聴防止を確保すべきである。第15項で述べた、EDINETで送信される電子化された財務諸表データの入手や監査証明書の電子データの会社への提出をインターネット経由で行う場合は、暗号化(盗聴防止)と電子認証(真正性の確認と否認防止及び改ざん防止)は必須である。

(2) 監査人と当協会の間

監査人と被監査会社の間と基本的に同じである。このため、当協会も電子証明書

を取得する必要がある。ホームページを通じた当協会のシステムへの不正アクセス防止機能を強化するために、電子認証の採用は有効である。現在、当協会のホームページで会員にのみアクセス可能なページの管理は、パスワードに依存しているが、公認会計士資格の電子証明書による方が安全性が高くなる。電子化された財務諸表及び監査報告書を、監査人からインターネット経由で当協会に提出してもらう場合は、電子署名による改ざん防止と真正性の確保は必須である。

公認会計士資格を認証する認証局

26. 他の認証局には認証することができず、当協会だけが認証できる事項は公認会計士資格だけである。当協会が認証局を開設すべきかどうかは、公認会計士資格の電子的証明が必要とされるかどうかにより判断される。それ以外は、監査人が使用する電子証明書は他の認証局発行のものであっても機能としては十分であると思われる。

なお、改正商業登記法により、商業登記所での法人の電子認証制度が平成13年4月から開始される予定である。このため、登記事項である監査法人と代表社員は商業登記所の認証により、実質的な公認会計士資格の電子的証明が可能となる。代表社員でない関与社員と個人の公認会計士は、登記事項でないので、商業登記所の電子認証を受けることはできない。また、監査人事務所が自ら認証局を開設し、事務所内の認証用に職階としての公認会計士が明記された電子証明書を発行することが考えられる。これらの問題についても検討を行うべきであろう。

公認会計士資格の電子的証明が必要とされる場合

27. 公認会計士資格の電子的証明が必要とされる目的は、以下の場合が考えられる。

(1) 法令などにより電子的な資格の証明を行う目的

法令による電子認証の目的は真正性の確認が第一目的である。しかし、法律上の独占業務がある場合には、資格の確認も目的となると考えられる。資格の有無の確認は、手作業では煩雑であるが、システム化されるとアクセスコントロールと同じ機能であるから作業が容易となり、実施される可能性が高いと考えられる。公認会計士資格の電子的証明が法律上要求される場合については、以下のとおりである。

改正証券取引法のEDINETでは、当面、使用されない模様である。

商法の監査報告書が電子化されることになった場合に要求される可能性がある。なお、「大会社の監査報告書に関する規則」第5条では、会計監査人は「その資格を記載して」署名押印しなければならない、と規定されている。

税法における電子申告で税理士資格の電子的証明が要求される可能性があるが、許可公認会計士については、公認会計士資格の電子的証明となる可能性が考えられる。許可公認会計士の現在数は約1,800名である。

その他に、資格証明が要求される場合、単発の資格証明は、現在の紙媒体の公認会計士登録証明書の電子データに当協会の電子署名を付けることにより対応できるが、継続的な資格の電子的証明には、当協会が認証局を開設して電子証明書を発行する必要があると考えられる。

この他、法令によるもの以外でも、電子メールや任意の報告書などに電子署名を付けることにより、送信先の信頼性を高めることができるなど、公認会計士資格の電子的な証明に対するニーズは存在すると考えられる。

(2) アクセスコントロールにより不正アクセスを防止するための目的

監査人が被監査会社から入手した財務諸表データや、監査報告書データが当協会のデータベースに登録されることになるなど、データベースを含む当協会のシステムの安全性確保のためのアクセスコントロールはますます重要になると考えられる。また、不正アクセスによるシステム侵入を許すことは、安全性に関する専門家としての公認会計士の評価を失墜させる可能性がある。電子証明書によりアクセス権限を判断することが安全性の強化になるので、一定の領域から先は公認会計士資格の電子証明書がない者はアクセスさせない等の統制を検討すべきである。なお、被監査会社のシステムへのアクセスの場合などは、公認会計士資格だけではアクセス権限とならないと考えられるが、氏名、登録番号などとの組合せにより、電子的な本人確認がなされるのでアクセスコントロールの強化に役立つ可能性がある。

(3) 情報技術への取り組みに関する業界の姿勢をアピールする目的

情報技術（Information Technology 以下「IT」という。）への取り組みについて公認会計士が業界全体で積極的に取り組んでいるという姿勢の社会へのアピールや、ITのもたらす新たなリスクに対して、セキュリティとコントロールの重要性を主張すべき社会的役割である公認会計士のシンボルとして、業界全体で統一して当協会発行の電子証明書を使用すべきかどうかにつき、技術的要請とは別の次元で検討する余地があると考えられる。ビジネスにおいては、重要な書類についても、電子化し、電子証明書をつけ、暗号化してインターネット経由でやり取りすることが一般化されようとしてきており、公認会計士全体がそのレベルに達することが望ましいと考えられる。

結 論

EDINETへの対応策

28. 現時点で緊急に必要な対応は、EDINETに対するものであると考える。証券取引法の改正によりEDINETが導入され、来年(平成13年)6月から、有価証券報告書などの電子提出が開始され、平成16年6月からは、紙での提出が全廃される。公認会計士は、EDINETに伴う財務諸表及び監査報告書の電子化に対応しなければならない。そのため取るべき対応策は次のとおりであると考える。

(1) EDINET試験開始(本年10月予定)までの検討事項

EDINETの運用開始後も法律上の原本として作成される紙の財務諸表の適正性を確認するために、電子化された財務諸表データと紙の財務諸表との一致を確認する手続など、従来の手続に追加すべき監査手続が必要ではないか検討すべきである。来年6月から有価証券報告書の電子提出を行う予定の被監査会社の監査人は、前述したようなリスクを考慮し、本年10月より開始されるEDINETの実験に参加し、監査手続実施の準備を行わなければ、第15項に記述したように、期末監査での監査手続の

実施に支障が生じる可能性がある。なお、この場合、EDINETの信頼性確保を目的とする監査人の社会的責任の観点から実施すべき手続の要否についても、同時に検討が行われることが望ましい。

(2) EDINET全面適用（平成16年6月予定）までの検討事項

監査人の電子データの取扱い能力を強化する方策。まず、監査概要書の写しなど、監査人から日本公認会計士協会へ提出する書類の電子化と、電子署名、暗号化を付したオンライン提出を実施すべきである。これが問題なく実施できるようにならないと、監査人が被監査会社から入手した確定した財務諸表データと自らの監査報告書の電子データの当協会への伝送は実施できないと考えられる。これらのデータの当協会へのオンライン提出は、当協会データベースへの入力 of 正確性と効率性にも有益である。当協会は、提出書類の電子化のためのソフトウェアの配布や、電子証明書の取得の援助など、監査人を支援する体制を取り、デジタル・デバイド（情報格差）が発生しないように配慮する必要がある。

以上を前提として、EDINETの信頼性確保を目的とする監査人の社会的責任の観点から、監査人が被監査会社から入手した確定した財務諸表データと自らの監査報告書の電子データを当協会に伝送し、金融庁から電子開示される財務諸表データと一致するかどうかを当協会がシステムの的に確認する体制の整備について検討を行う必要がある。

電子公証センタと認証局設置に関する継続的な調査研究

29. 当協会データベースの電子公証センタ化や当協会認証局の開設については、現時点でその要否を結論付けることはできない。しかし、政令、省令等の整備や電子認証及び電子公証制度に関する社会的動向とニーズを注視し、必要になった時点で当協会としてすぐに対応できるように準備と継続的な調査研究を行う必要があると考える。

以 上